



4. 水質検査の実施状況と措置(月1回)[規十二条の七の二 八 二及びホ、規十二条の七の五 七 二及びホ]

[令和7年度]

試験項目	単位	4月			5月			6月			7月		
		地下水		放流水	地下水		放流水	地下水		放流水	地下水		放流水
		上流	下流		上流	下流		上流	下流		上流	下流	
採取場所	—												
採取日	—	R7.4.22	R7.4.22	R7.4.22	R7.5.15	R7.5.15	R7.5.15	R7.6.12	R7.6.12	R7.6.12	R7.7.9	R7.7.9	R7.7.9
検査結果が得られた日	—	R7.5.19	R7.5.19	R7.5.19	R7.6.9	R7.6.9	R7.6.9	R7.7.22	R7.7.22	R7.7.22	R7.8.14	R7.8.14	R7.8.14
電気伝導率 ※2	μS/cm	768	2,880		764	2,970		749	3,840		766	3,680	
塩化物イオン ※2	mg/L	49	700		51	710		52	1,000		50	2,300	
水素イオン濃度	—			7.5			8			7.9			7.8
生物化学的酸素要求量	mg/L												
科学的酸素要求量	mg/L			4			1.6			0.6			0.9
浮遊物質	mg/L			1.2			1			0.9			1.3
窒素含有量 ※3	mg/L			8			5			4.1			4
異状の有無 ※1		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

試験項目	単位	8月			9月			10月			11月		
		地下水		放流水	地下水		放流水	地下水		放流水	地下水		放流水
		上流	下流		上流	下流		上流	下流		上流	下流	
採取場所	—												
採取日	—	R7.8.14	R7.8.14	R7.8.14	R7.9.17	R7.9.17	R7.9.17	R7.10.16	R7.10.16	R7.10.16	R7.11.21	R7.11.21	R7.11.21
検査結果が得られた日	—	R7.9.4	R7.9.4	R7.9.4	R7.10.8	R7.10.8	R7.10.8	R7.11.11	R7.11.11	R7.11.11	R7.12.18	R7.12.18	R7.12.18
電気伝導率 ※2	μS/cm	762	4,820		757	4,720		766	3,980		771	2,520	
塩化物イオン ※2	mg/L	51	1,200		50	1,300		50	1,000		50	630	
水素イオン濃度	—			7.8			7.8			7.9			7.5
生物化学的酸素要求量	mg/L												
科学的酸素要求量	mg/L			2.8			0.7			1.6			2.6
浮遊物質	mg/L			0.8			0.5未満			0.5未満			4.9
窒素含有量 ※3	mg/L			5			4			4			5
異状の有無 ※1		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

試験項目	単位	12月			1月			2月			3月			
		地下水		放流水	地下水		放流水	地下水		放流水	地下水		放流水	
		上流	下流		上流	下流		上流	下流		上流	下流		
採取場所	—													
採取日	—	R7.12.11	R7.12.11	R7.12.11	R8.1.29	R8.1.29	R8.1.29	R8.2.19		R8.2.19	R8.3.31		R8.3.31	
検査結果が得られた日	—	R8.1.13	R8.1.13	R8.1.13	R8.3.3	R8.3.3	R8.3.3	R8.3.17	下流ポンプ 故障のため 不採水	R8.3.17	R8.4.16	下流ポンプ 故障のため 不採水	R8.4.16	
電気伝導率 ※2	μS/cm	769	2,960		768	1,600		762			764			
塩化物イオン ※2	mg/L	51	770		50	320		49			49			
水素イオン濃度	—			7.6			7.3			7.4			6.6	
生物化学的酸素要求量	mg/L													
科学的酸素要求量	mg/L			3.8			1.1			0.6			3.9	
浮遊物質	mg/L			1.3			2.2			1.1			0.9	
窒素含有量 ※3	mg/L			7			5			4			6	
異状の有無 ※1		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

※1異状が認められた場合のみ別紙へ必要な措置を講じた年月日とその内容を別紙 ※2いずれかを記載すること。

※3環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。